

## 文化庁 新・シンボルマーク募集

文化庁創設 50 周年を迎える本年（平成 30 年）10 月 1 日付で予定されている，抜本的組織改編による新・文化庁の誕生に伴い，心機一転，新たな文化庁のシンボルマークを募集します。

### 文化庁シンボルマーク募集要項

#### 応募資格

どなたでも応募できます

#### 締切

平成 30 年 6 月 13 日（水）17:00

#### 応募作品

##### （１）デザインイメージ

新・文化庁，文化庁の新生を表現するデザインであること。  
文化芸術推進基本計画（第 1 期）に掲げられた「文化芸術の『多様な価値』を活かして未来をつくる」とのメッセージが込められたデザインであること。

#### < 補足説明 >

現行のシンボルマークは，前年に成立・施行された「文化芸術振興基本法」を受けて，文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに，文化施策を広く国内外に印象づけることを目的に，平成 14 年に制定されました。

昨年 6 月には上記の「文化芸術振興基本法」が改正され，名称も「文化芸術基本法」と改められるとともに，本法に基づき平成 30 年 3 月に「文化芸術推進基本計画」が策定されました。新しい文化芸術基本法の下，政府一体となって本計画を着実に実施していくことにより，文化芸術の「多様な価値」，すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値の追求を通じた「文化芸術立国」の実現を目指します。

本年が文化庁創設 50 周年となることを契機として，新たなシンボルマークを制定し，国内外に我が国の文化政策を強くアピールするとともに，多くの人々に親しまれる文化庁を目指したいと考えています。

現行・文化庁と新・文化庁の組織体制はこちら(文化庁ホームページ)を御参照ください。

(2) 文化庁の新たなシンボルマークは、「シンボル」と「庁名ロゴタイプ」から成ります。

シンボルマークパターンは、7パターンを想定し、今回全てのパターンを提出してください。

- ・ 「和文」の横配置と縦配置と縦書き
- ・ 「和文」+「英文」の横配置と縦配置
- ・ 「英文」の横配置と縦配置

(3) 「和文」の庁名は、『文化庁』

「英文」の庁名は『Agency for Cultural Affairs, Government of Japan』とする。

『Agency for Cultural Affairs, Government of Japan』の文字については、オリジナルで制作する必要はありません。既存の書体を使用し、文字を組んでいただいて結構です。

(4) 「和文」については、下記の『文化庁』の文字データ（揮毫：宮田文化庁長官）を使用して「シンボル」を作成すること。

ただし、「英文」については、「シンボル」と「庁名ロゴタイプ」セットで作成すること。



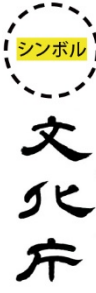


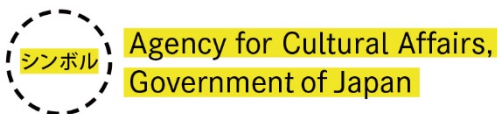

横書き

文化庁

縦書き

文化  
庁

7パターン

	横配置	縦配置	縦書き
和文	① 	② 	③ 
和文 + 英文	④ 	⑤ 	
英文	⑥ 	⑦ 	

( シンボル部分は7パターン全て同一デザインにしてください。)

応募方法等

- ( 1 ) 電子メールに上記7パターンの作品と「文化庁シンボルマーク」応募用紙を Zip で圧縮の上添付し、  
[boshusymbol@mext.go.jp](mailto:boshusymbol@mext.go.jp) に送信してください。  
その際、メールの件名に【応募】氏名を明記してください。  
7パターンの各ファイル名は上記パターン番号を付してください。  
採用作品については、氏名、所属、デザインの趣旨を公表させていただきます。
- ( 2 ) JPEG 形式で、カラー(色数、グラデーション等の制限なし)版のオリジナルデータを提出してください。  
採用作品については、応募いただいた作品のフォーマット変更、印刷用データの提出をお願いする場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- ( 3 ) データサイズは1パターンあたり、1MB 以下とし、解像度は 300dpi 以上、印刷した場合 A4 に収まるものとします。  
(文化庁行政情報システム上、10MB を超えるメールは受信不能となりますので御注意ください。)
- ( 4 ) 応募点数の制限はありません。(ただし、1メールにつき1応募作品を送付ください。)
- ( 5 ) 応募作品は応募者自身の未発表作品に限ります。
- ( 6 ) 電子メールによる応募のみを受け付けます。

## 審査方法

専門家による選定審査を行った後，一般からの意見を参考にし，文化庁全職員が決定します。

## 表彰

採用作品の作者には文化庁長官から感謝状の贈呈を予定しています。

加えて，作品の対価として，50万円。

## 採用作品の発表

平成30年9月30日（文化庁50周年式典にて）

## 留意事項（著作権等）

- （1）応募デザイン案は，国内外で未発表，著作権や商標権その他の第三者の権利を侵害するおそれがないものとしてください。
- （2）公序良俗その他法令の規定に反するもの，誹謗中傷を含むもの，著作権や第三者の権利を侵害しているものは，審査の対象外となります。また，採用後であっても，これらの条件に違反していたことが判明した場合，採用は無効となります。またデザインが類似と認められる場合も，採用を取り消す場合があります。これらに伴い発生するトラブル，損害などは当庁では負いかねますので御留意ください。
- （3）応募用紙の記載に虚偽が判明した場合は，決定後であっても採用を取り消す場合があります。
- （4）採用デザイン案に補作修正の指示をし，完成版とすることがあります。なお，採用デザイン案及び応募者が必要な条件を満たさない場合，また補作修正等についての同意を得られない場合，決定後であっても採用は無効となります。
- （5）採用されたデザイン案に係る著作権その他諸権利は，文化庁に帰属するものとします。
- （6）受付通知及び不採用通知は行いません。また，選考過程のお問合せには対応できませんので御了承ください。
- （7）応募者の個人情報には，応募者に許可なく第三者に開示・提供しません。
- （8）採用作品の応募者におかれましては，利用ガイドライン及びデザイン展開例の作成に御協力をお願いします。また，文化庁とで別途契約を締結することになりますので，あらかじめ御了承ください。
- （9）応募作品は応募者自身の未発表作品に限ります。
- （10）応募いただいたデザイン案，資料等は返却いたしません。  
なお，採用されたデザイン以外のデータは破棄します。

## お問合せ先

文化庁長官官房政策課文化広報・地域連携室文化広報係

メールアドレス：boshusymbol@mext.go.jp